

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月減少している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」の声が切実に寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑が続く中、冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

私たちは異議を申し立てるとともに再度、審議、をし直し生活困窮の実態をふまえ、大幅に引き上げることを求めます。

わたしの一言

スーパーで食料品を買うと前より量が少ない、値段が恐ろしく上がっていて財布の中身を見ながら買い物をしています。家では冷房は使っていません。電気代がいくらになるのか怖いので何とか扇風機でしのいでいます。気候の変化でいつまで我慢できるかは不明です。多少の体の具合が悪くてもよほどのことがないと病院も行きません。私は39年間働きましたが年金は同年代の男性と比べて少ない。女性というだけで色々な制限や差別があり女性の年金にも影響しています。高年齢になっても差別は続くのでしょうか？ 女性労働者だけが賃金が少ない、最賃で働く女性が男性より多いというのもジェンダー差別ではないのでしょうか？ 持続可能な社会は男性だけでは作れない。誰でもどこで働いても生活できる賃金¥1,500以上に直ぐに引き上げていただくことを切に求めます！

2023年 8月 14日

(住所)

(氏名) 平谷 恵子

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 14日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月減少している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」の声が切実に寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑が続く中、冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

私たちは異議を申し立てるとともに、再度、審議をし直し、生活困窮の実態をふまえ、大幅に引き上げることを求めます。

私たちの要望

どこで働いてもどんな仕事でも私たち労働者は生活を維持しなければ働けません。

地域で働く労働者は地域の経済を活性化するための原動力となっています。中央最賃審議会が出した金額を鵜呑みにしていたら大企業や中小企業、公務の非正規で働く労働者は東京という大都会で高い住居費を抱えながら生活を切り詰めて結婚や子育ても夢のまた夢です。どうして日本の賃金は平均でも上がらなかったのでしょうか。大企業が中小企業からの下請け単価などを切り下げ、公務職場も非正規労働者を増大させて賃金を切り下げてきたからでしょう。10年間も国の言いなりの審議委員では困窮を抱えている労働者の生活改善にはつながりません。東京は中小企業支援も含め米国、韓国並みの時給1,500円を今すぐ実現して下さい。

(組合・団体名) 目黒区労働組合総連合

(代表者名) 議長 木全繁太郎

(住所・TEL) 東京都目黒区中町2-30-10

TEL : 03-3792-0175

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 15日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

最低賃金の目安が全国平均で1,002円になり、東京都でも41円引き上げて1,113円にすることの答申がなされたが、私たちの生計費調査でも時間額1,600円、月額24万円は必要だと結果がでています。1,002円でもOECE先進7か国の水準からみても最低であり、まともな生活はできません。時給1,113円で年間1,800時間で200万円ほどの収入で東京で暮らしていけるでしょうか。地方都市ではCランクに属する多くの県が目安額を上回る47円、45円引上げなどの答申を出していることからわかるように、日本の最低賃金は低すぎるし、都道府県での格差も拡大しています。ぜひとも時給1500円を実現していただきたい。

(組合・団体名) 江東区労働組合総連合

(代表者名) 議長 花岡 康雄

(住所・TEL) 東京都江東区扇橋 1-12-20 電話 03-5606-5285

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月15日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは、異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

【私の要望】

新宿区内のスーパーでは、最賃ギリギリの賃金で働いているパートの方に対して、コロナ禍の営業不振により、労働時間を減らすということが提案されました。1時間でも労働時間が減らされたら、たちまち生活が苦しくなります。労働時間を減らされて困っているなかで、区内の労働組合に相談のうえ、労働組合を結成して、粘り強く会社と交渉しました。その結果、時給184円の引き上げが実現しました。

私が住んでいる近所のスーパーの募集は時給1072円です。レジ打ちのパートの方に、最賃が41円上がることを伝えたら、「私の時給も上がるのですか」と言っていました。もちろん、「上がります」と答えました。多くの非正規労働者は、労働組合を結成して、時間給を引き上げるまでに至っていません。

最低賃金の引き上げは、多くの非正規労働者の賃金底上げにつながります。しかし、今回の41円引き上げ、1113円の改正では、異次元ともいえる物価高騰のなかで、生活改善はできません。「時給1500円以上」は必要です。

佐藤 洋子

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月15日

〒162-0052 新宿区戸山3-15-1 日駐ビル
TEL&FAX 03-5272-8460
新宿区労働組合総連合女性センター
代表 佐藤 洋子

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっているなかで、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

異次元ともいえる物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。昨年より後退しています。特に、経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えているなかで、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

しかし、今回の最賃では、男女の賃金格差解消・ジェンダー平等につながりません。女性が自立して生きるためには、最賃の引き上げが必要です。低すぎる最賃では、自立して生活できません。

長時間労働の解消は、誰もが安心して働き続けるために必要です。そのためには、残業をしなくても暮らせる賃金が不可欠です。家事・育児を女性が多く担っています。残業なくても暮らせる賃金を。そのためにも、再度、諮問し大幅に引き上げて下さい。

2023年8月16日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
執行委員長 矢吹 一幸
東京都八王子市台町2-11-26
電話 042-624-4632
Fax 042-624-4691

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月16日

東京労働局長 辻田 博 様

意義申し出書

墨田区労働組合総連合

議長 林 和典

墨田区東駒形4-15-2004

電話03-6786-4628

東京最低賃金審議会(以下、東京最賃)が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」との改定決定を東京労働局長に提出されたと承知しております。

審議会に対して私たち地域労連はもとより、加盟する東京春闘共闘の各組合から、生活実態に見合う大幅な引き上げを求めてきましたが、低額な答申となってしまいました。直近の報道(8月8日)でも、異常なまでの物価高で実質賃金が15ヶ月連続のマイナスを示しているとの指摘さえありました。私たちは「時給1500円以上ないとまともに暮らせない」ことを全国的調査の結果として示し、運動を展開してきました。賃上げによって経済の好循環を作り出すことは今日、日本の経済にとっても不可欠と言っても過言ではありません。先進国で唯一賃金さがり続けている日本の不名誉の返上を果たし、働く全ての労働者が未来に希望を見出せる賃金の増額を願うものです。

貴労働局が東京の最低賃金審議会、そして国の審議会に強くこの旨を具申して頂きますよう切望いたします。東京都労働子局は、東京で働く全ての労働者の雇用、労働条件、採用などで大きな役割と責任を持つ局と認識しています。

私たち労働者の実態に日々触れ熟知されている立場からすれば、今回の「最賃の答申」がいかに現実離れしているかについては認識されていると思います。働く労働者と同じ目線や認識を共有されん事を強く望み、重ねて今回の答申に異議申し上げる所存です。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

41円の引き上げでは、足りません。
電気代等、物価も、いろいろ上がっています。
働く人の賃金を上げて、1,500円にして下さい。
世界的にも、日本は最低です。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

生活味を最後にして！ 全国一律最賃上げ！

2023年 8月 9 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

1500円は必要です。この切実な声を、聞きよる
必要があります。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

命と暮らしを守る 1500円以上は
絶対必要だ。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

時給1500円以上は必要です。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価高等で 1500円は 必要です。

2023年 8月 9日

(住所)



(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

生活の足元として時給1500円を求めたい。
格差の拡大には反対

2023年 8月 9 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

利用では足りません。いますぐ1500円にしてください。

2023年 8月 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

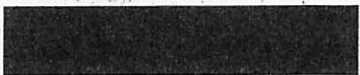
【私たちの要望】

今、若人たちが多様な働き方の中で、非正規で働いています。また、女性は、まだまだ家族的責任(家事・子育て・介護)の多くを担っており、第一子の妊娠出産を契機に、女性労働者の約半数が離職しています。女性の約半数が非正規労働者です。

もともと、女性の賃金は男性の約7割と言われており、非正規労働者を含めれば男性の約半分の賃金にしかなりません。

非正規労働者は、多くが最賃近傍で働いています。最賃の引上げ=賃金の引き上げとなります。シングルマザーや若い非正規労働者は、本当にギリギリの生活を送っていましたが、この物価高で生活が破綻し、フードバンクが生活サイクルの一部になっている。結婚して子どもを育てるなんて考えられない等の声が上がっています。最賃41円の引き上げでは、物価高に追い付きません。生活の立て直しが出来ません。女性が自立し生活できる環境整備のためにも、若い人の未来のためにも、今こそ大幅に引き上げが必要です。

(氏名) 久保桂子

(住所・TEL) 

東京労働局長 辻田 博 様

異議中出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受けている物価高の中、実質賃金が「連続15か月」低下している状況や、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答中における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たちが関わっている地域ネットワークの労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査でも、この数年来の物価高以前からそのことは明らかです。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在のような引き上げベースではあまりにも不十分です。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議中出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても不十分と考えます。最低賃金の額は今や国民の生活の水準を左右する国民的課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 17日

〒164-0001

中野区中野4-6-10 板垣方

コミュニティユニオン東京 中野支部

委員長 中村 文康

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1,500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

ほぼ全国の地方審議会が改定額が決定されていますが、約半数の地域で中央最賃の目安額に、上乗せがなされています。大きいところでは、40円の目安額に7円を上乗せした県など、働くひとたちの「声」に寄り添う姿勢も見られる中、「目安通り」ですませる東京都の姿勢に、大きな失望を感じ得ません。現場の多くの非正規の方たちの声を、直接に聞いて下さい。

実質賃金は前年割れが続いており、物価上昇もまだまだ続いています。引き続き審議会を開催し、年内での再改定も視野に、議論を続けることを要望します。

以上

(組合・団体名) JMITU 目黒地域支部

(代表者名) 委員長 鳴島 孝

(住所・TEL) 〒152-0004 目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302
(Tel) 03-3719-8813

東京労働局長 辻田博様

2023年8月17日

異議申出書

地域労組せたがや 執行委員長 古川立生

東京最低賃金審議会は東京労働局長に対し「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円とする」という答申をしました。審議への尽力に対して感謝申し上げるものです。しかし、結果的に中央最低賃金審議会が示した目安どおりの41円引き上げという低額な答申は到底容認することができません。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、労働者が直面する厳しい生活の実態に向き合い、大幅な最低賃金の引き上げを強く求めます。

私たち地域労組せたがやは、未組織労働者が抱える困難の解決を目指す個人加盟の労働組合です。主に労働相談に訪れた労働者の解雇・賃金未払い・残業代未払いといった問題の解決のために努力してきました。中小・零細企業や個人商店で働く労働者が多く相談に来ます。そうした労働者の多くは最低賃金ぎりぎりの給料で働いています。今回、たとえ41円引き上げられ1113円になったとしてもこれでは到底人間らしい生活をすることができません。とりわけ現在は物価が高騰しており、その上昇率は4%に達しようとしておりこの最低賃金の引き上げでは生活の安定には程遠いと言わざるを得ません。事実政府が発表する実質賃金はこの6月期において15か月連続の減額となっています。統計を発表した厚生労働省も「物価高騰に賃上げが追い付いていない」と表明しています。

中小・零細企業で働く労働者や非正規労働者にとって最低賃金を大幅に上げることは給料の大幅な引き上げによって決定的であると言えます。そのために、私たちは「全国一律1500円」の最低賃金を求め運動を続けてきました。今回の答申はそうした労働者の生活実態からすれば全く不十分であると言わざるを得ません。これまでの中央・東京の審議会の努力はた多とするにしても、今回は1500円を見通せる大幅アップの答申を期待してきた私たちからすれば大きな失望であり、この答申は現行の最低賃金制度の在り方そのものを問う結果となっています。貴職におかれましては東京地方審議会の再審議を実施し物価高騰に苦しむ労働者・国民が未来に向けて希望を持つことができる答申を出すことを強く要求するものです。以下の点を実施することを求めます。

1. 労働局長として最低賃金改定金額の諮問を再度行ってください。
2. 物価高騰のため経営が厳しい状況にある中小企業の事業と雇用について、国による対策の抜本的な拡充を求めてください。
3. 労働者の生活実態に基づき、時給1500円の必要性について東京春闘共闘などの団体・個人が意見陳述を行うことを認めてください。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答中は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。

最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

(組合・団体名)

自治労連特区連

(代表者名)

執行委員長 安田 直美

(住所・TEL)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館4階
TEL03-5940-7951 FAX03-5940-7957

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。

最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

(組合・団体名)

自治労連都職労

(代表者名)

中央執行委員長 **矢吹 義則**

(住所・TEL)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館4階

TEL03-5940-7951 FAX03-5940-7957

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。

最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

(組合・団体名) 東京自治体労働組合連合会

現議評議会

(代表者名)

議長 山口 純一

(住所・TEL)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館4階

TEL03-5940-7951 FAX03-5940-7967

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。

最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

(組合・団体名)

東京自治労連

(代表者名)

中央執行委員長 矢吹 義則

(住所・TEL)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館4階

TEL03-5940-7951 FAX03-5940-7957

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

世界水準に及ばない最低賃金の大幅改定を強く求めます。

最低賃金の改定金額の諮問を再度行うよう求めます。

(組合・団体名)

東京自営労働女性部

(代表者名)

女性部長 杉本 信子

(住所・Tel)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館4階

TEL03-5940-7951 FAX03-5940-7957

2023年8月17日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合大田支部
執行委員長 井澤 典一
東京都大田区西蒲田6-17-4
電話 03-3791-5527
Fax 03-3795-1537

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも、この間大幅上昇を見せ、全国平均では韓国に追い抜かれました。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月17日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建 一般労働組合 中野支部
執行委員長 阿部 秀晴
東京都中野区松が丘 1-8-4
電話 03-3388-5441
Fax 03-3319-1446

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

また、物価の上昇にまったくついていけておりません。41円引き上げでは実質賃金も下がる一方です。物価の上昇数を注視しつつまずは最低賃金1500円まで引き上げをお願い致します。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月17日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合練馬支部

執行委員長 福岡 忠行

東京都練馬区中村北 1-6-2

電話 03-3825-5522

Fax 03-3825-7547

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰をはじめ、資材高騰、光熱費・税金・医療費・社会保険料・ガソリン代などが上がり、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。

生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。最低賃金を大幅に引き上げてください。

私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長 辻田 博 様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受けている物価高の中、実質賃金が「連続15か月」低下している状況や、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たちが関わっている地域ネットワークの労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査でも、この数年来の物価高以前からそのことは明らかです。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在のような引き上げペースではあまりにも不十分です。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても不十分と考えます。最低賃金の額は今や国民の生活の水準を左右する国民的課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 17日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F

東京民医連労働組合 健友会支部

委員長 越川 弘実

東京労働局長 辻田 博 様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ、一般労働者・生活者がしわ寄せを受けている物価高の中、実質賃金が「連続15か月」低下している状況や、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

当連合に加盟する労働組合の労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査でも、この数年来の物価高以前からそのことは明らかです。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在のような引き上げペースではあまりにも不十分です。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても不十分と考えます。最低賃金の額は今や国民の生活の水準を左右する国民的課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 17日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F

中野区労働組合総連合（中野労連）

議長 池田 吉成

東京労働局長 辻田 博 様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受けている物価高の中、実質賃金が「連続15か月」低下している状況や、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たち自身の生活実感からも、私たちが働く人びとを対象に集めたアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査でも、この数年来の物価高以前からそのことは明らかです。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在のような引き上げペースではあまりにも不十分です。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても不十分と考えます。最低賃金の額は今や国民の生活の水準を左右する国民的課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 17日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F 中野労連気付

ボトムアップ中野（最低賃金1500円を実現する中野ネットワーク）

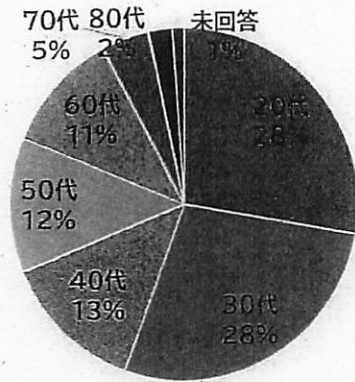
事務局長 牧野 大志

賃金・くらしアンケート 2023 回答分析 (8/7時点)

ボトムアップ中野
(最低賃金1500円を実現する中野ネット
ワーク)

有効回答数 90件

【年齢】 平均42歳 中央値37歳



【性別】

女性 53%、男性 46%、他 1%

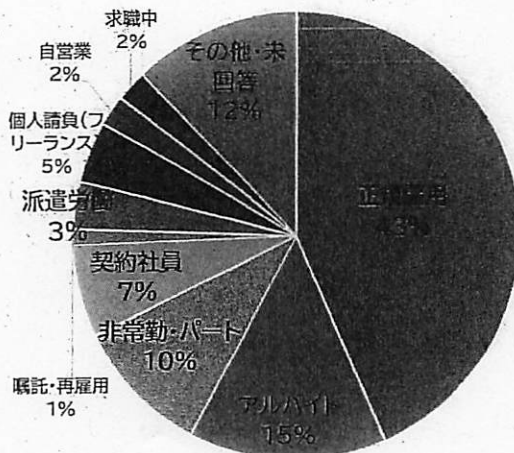
【居住地】

中野区 63%、他都内 24%、
都外 6%、不明・未回答 7%

【勤務地】

中野区 28%、他都内 36%、
都外 6%、不明・未回答 27%

【労働形態】



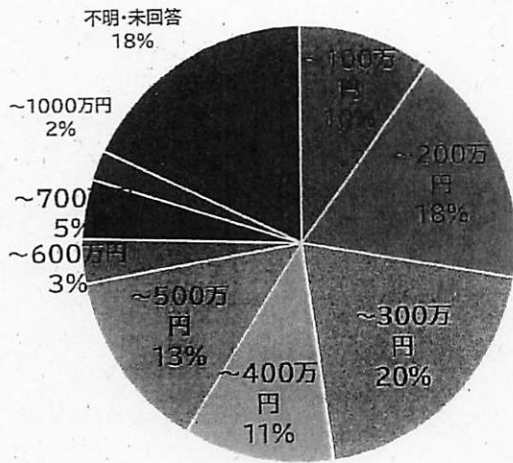
【家族形態】

家族と同居 53%、独居 42%、
不明・未回答 4%

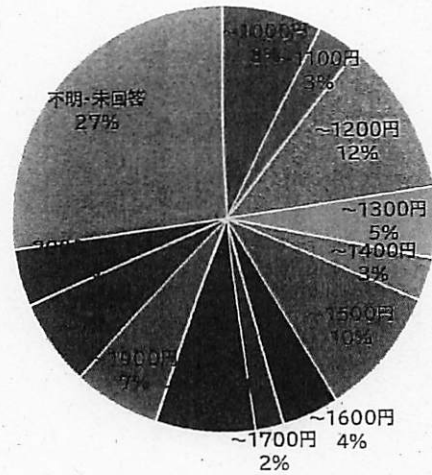
【労働組合加入】

加入 34%、未加入 52%、
不明・未回答 13%

【およその年収】 中央値300万円

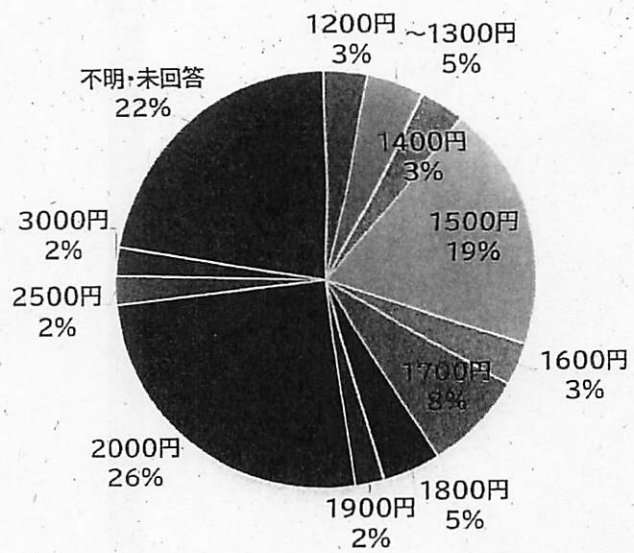


【およその時給】 中央値1500円



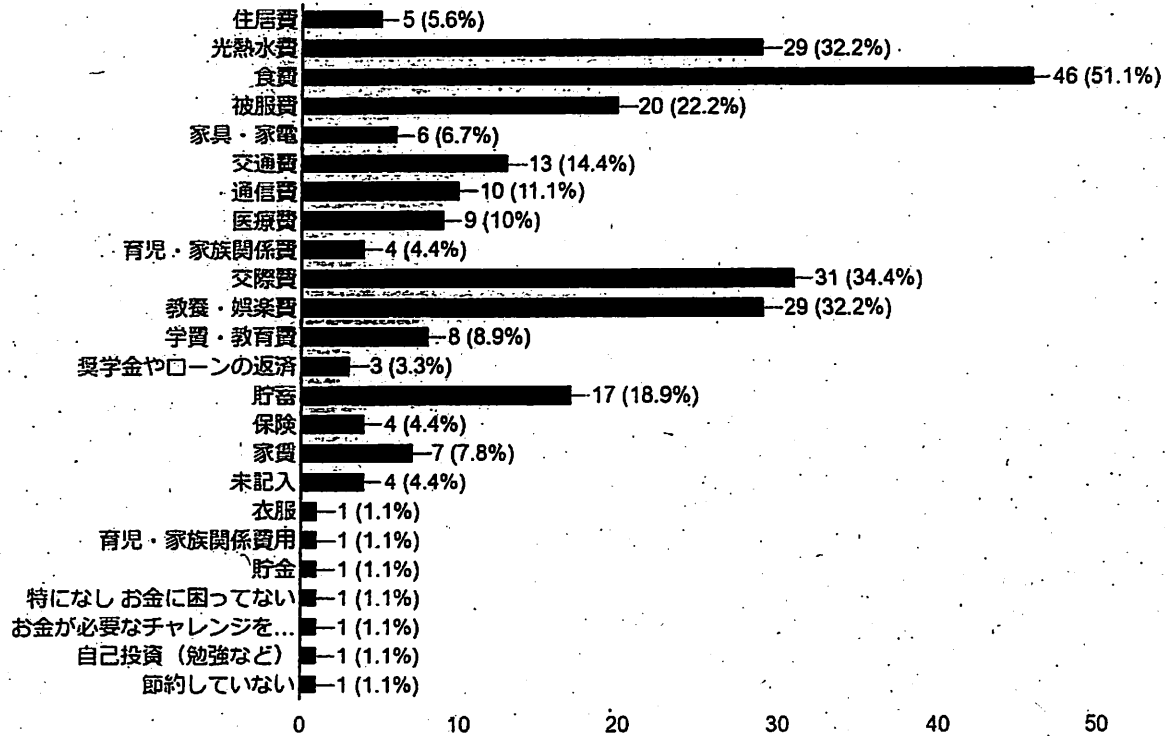
【あなたの住む地域で「健康で文化的な最低限度の生活」を送るのに、最低賃金（時給）はどのくらいが妥当だと感じますか？】

- ・中央値1700円
- ・1200円未満を記入した回答は0件だった。



あなたの暮らしの中で、
節約している（または、賃金が上がったらもっとお金...けたい）費目は何ですか？（複数選択可）

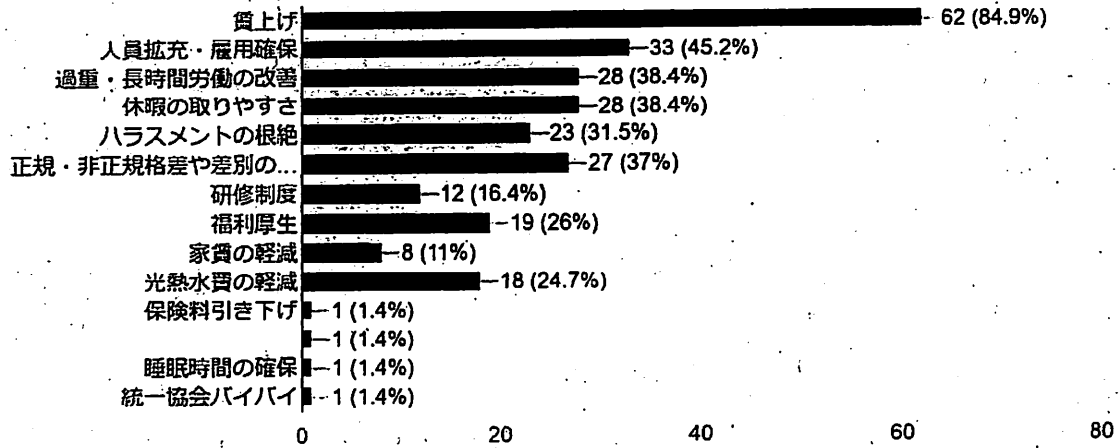
90件の回答



(※「衣服」以下は「その他」欄への自由記述。)

あなたの職場、または国や自治体に改善を求めたいことは何ですか？（複数選択可）

73件の回答



（※6番目の項目は「正規・非正規格差や差別の解消」。）

（※「保険料引き下げ」以下は「その他」欄への自由記述。）

(自由記述 1) 2022 年以降、あなたの暮らしの中で特に物価高騰の影響を受けたものは何ですか？ (回答 70 名)

- ・ 食費/食品/食料品/食べ物・飲み物/日々の食料(同回答 24 件)
- ・ 光熱費(同回答 6 件)
- ・ 電気代/電気(同回答 6 件)
- ・ 生活費(同回答 2 件)
- ・ 卵(同回答 2 件)
- ・ 食費はすごく高くなったと思う
- ・ 食品は単品のみで食す
- ・ 食費(最近は特に卵や魚(サーモンなど))
- ・ 食材の値上げで、買うものを厳選している。着るものは下着、靴下以外は買えない。友人からもらっている。
- ・ 服や靴を買わなくなった。外食しなくなった。
- ・ 食費、交際費
- ・ 食品、教材、交通費
- ・ 食品、公演チケット
- ・ 食費、水光熱費
- ・ 食費・暖房費(灯油代)
- ・ 食費と電気代
- ・ 食品、電気、ガス代
- ・ 食料、電気・ガス、水道
- ・ 食料品、光熱費
- ・ 光熱費、食費
- ・ 電気代 食費
- ・ 電気代、食料品
- ・ 電気代、ガス代
- ・ 水道光熱費
- ・ 家賃、光熱水費
- ・ 光熱費等の固定費が上がったので、交際費等を減らしている
- ・ ガソリン
- ・ タバコをまきはじめた。めんどくさい。
- ・ 仕事用の IT 端末
- ・ 銭湯
- ・ 日用品
- ・ 洋書
- ・ 特になし(同一回答 3 件)

(※計 43 件で「食費」や食品名への言及、25 件で光熱水費への言及があった。)

(自由記述 2) 今の賃金・暮らしについての実感や、職場や生活で困っていることを具体的にお書きください。(回答 50 名)

- ・ 共働きで(パートナーの方が高給)子無しなので 1600 円でも困ってませんが、そうじゃなければ 2000 円くらいは最賃が必要だと思います。診療報酬や介護報酬が抑えられてるので医療界で賃上げが行われず困ってます。防衛費倍増は根拠も意味もわからない、それより福祉に使ってほしいと思います。
- ・ スキルアップしたいがお金がかかる。
- ・ 歪んだ労務管理
- ・ 常勤職員との圧倒的格差を即是正してほしい。
- ・ 働いた分しか給料にならないので祝日やお休みが多いと生活が苦しくなる
- ・ ハローワークへ行き事務の仕事探したが、時給が 1100、1150 円など低いのはどうしてでしょうか？年金も充分でないのと賃貸に居住しており、生活は大変です。
- ・ 非正規雇用で今の会社 15 年目。退職金がないので、老後に心配があります。
- ・ 今の会社と国の在り方だと賃上げに希望が感じられないというのが実感。悪くなることしかないんだろうと思う。
- ・ 職場は人手が足りず、中々早く帰れなくて家族とゆっくり過ごせない。
- ・ 物価高に賃金が追いつかない
- ・ お金はいくらあってもいい
- ・ ある程度の物価上昇は仕方ないが、賃金が追い付いていない。高齢者の社会保健も大事ではあるが、少子化や労働力不足はもっと問題。子育て世代や、若い人への支援はもっと必要。
- ・ 人手不足
- ・ 銭湯が高くなってます
- ・ 家賃の更新料を払いたくない
- ・ 健康で仕事を続けることだけで大変
- ・ とにかく普通に生活してるだけでお金がかかりすぎる。給料も上がらない。
- ・ 人がいないので仕事を休めない。有給が使えないならせめて買い取ってほしい
- ・ 教員の数が少ない、人不足
- ・ 物価高騰で、食材が高くなったので、食べるものを選ぶようになった。値段を気にすることなく好きなものを買って食べたり。栄養を気にして食事をしたい。
- ・ 賃金が少なくて生活が困難になっているうえに楽しいはずの職場が辛くなってきているのが悩みです。職場の人との関わりも社員とそれ以外の人達との関係性を良くしたいですし、怖い上司の人からいろいろ言われると、怖くなり、苦しいと思うことがあります。
- ・ 看護師で夜勤業務をしています。時給にしてもまともな給料に見えます。しかし、手当が無くなれば、本当に低賃金です。毎日動きっぱなしで、休憩もまともにとれないこともある仕事にみあってないです。夜勤は自分の健康を削ってやっている仕事なので、いつまでも続けられないと感じています。夜勤ができなくなったら、低賃金を受け入れなきゃいけない。
- ・ どんな働き方でも、8 時間働けば普通に暮らしていきたいです。
- ・ 契約社員のためボーナスや退職金がなくキャリアアップも見込めない。現状の賃金のままでは将来一人で生活できないのではないかと不安がある。

- ・賃金上がる兆候が全く見られない
- ・物価高がひどく、何ごと
- ・郊外に引っ越して家賃が安くなったのはいいが、通勤時間が極端に増えた
- ・家事と睡眠時間の両方を維持をする余裕が無いこと
- ・ここここで苦しそうに働いている高齢者をたくさん見かけるようになった。「老後の資金」という言葉が当たり前のように自己責任とされて「集団自決」などというえげつない意見が普通に取り上げられている社会には恐怖しか感じない。安心して長生きできない国は、子どもだって産みたくない国だ。65 過ぎたら、働きたくない人は休める仕組みにしてほしい。
- ・年金だけでは暮らせないので、アルバイトをしている。今の所体力もなにかなっているが、この先働けなくなったらどうするか心配。息子が教師だが過重労働で、健康面が心配。教師を増やしてほしい。(子供たちのためにも)
- ・食品の値上がり大きい。着るものを買っていない。人からもらったものを着ている。
- ・政府は投資を国民に進めたり、今後の生活の不安を自己責任にしようとしている。
- ・安心して子育てできるよう、大学までの給付奨学金やいっそ学費無償化希望。自分も安心して老後をごせるようにして欲しい。
- ・職場も過剰な業務で心身が苦しい。
- ・貯蓄ができないので将来が不安
- ・学歴格差。奨学金の返済負担を考えて大学進学をあきらめて就職したが、学歴格差を感じる。
- ・貯金ができない
- ・30 歳になった時に無理してまで結婚したり子供を持つのは無理だと思い諦めました
- ・親の介護と自身の将来の不安でいっぱいです
- ・時給がどこも安い
- ・賃金が低いので、この先が心配です。
- ・民間の生命保険になかなか入れない。給付金をあと 2 万円増額してほしい。食費がかさむ。
- ・ハラスメントにより、人員不足、休みがとれない
- ・困ることだらけ
- ・給料が安い
- ・値上がり続きで大変です
- ・過剰包装(食品の)をやめてほしい。パワハラで業務を増やすのではなく、なぜその業務を増やさなければいけないのか、きちんと説明できる職員(社員)が必要
- ・仕事があるとうれしいです。
- ・東京都からほしくない食品がとどけられた。(米は電気・ガス代・水道代がかかります。)米もらうよりましなものもらった。ただでもらってもんくいなといわれそうだけど
 - ①コメが食べられない人のためにほかのものを用意→早いもの順。申込書が 3 月下旬以降に届いた人は個目しかえらべない。申込書が早くに届いた人は米でもよい人でも米出ないものえらびほうだい。
 - ②米でないものはもらってもあまり有難くない。都税を貧困対策を口実に業者にバラマキ。びんぼう人むけプレミアつき商品券(コロナ直前にあった。買えない。買うカネがない。)のはんばいの次にダメな貧困対策だと思う。

- ・ 子供が転勤して遠隔地に居る
- ・ 介護職の賃上げ
- ・ 社員数が少なくて休みなくところ。
- ・ 賃金やすすぎ。非正規の人多すぎ
- ・ 家賃・光熱水費・駐車場代等、生活の中での固定費だけでもかなりのお金がかかること。食材も値段が上がっており、食べたくても値段が高く遠慮している。
- ・ 物価高に応じた賃金上げがおこなわれない

(自由記述 3) あなたにとって「健康で文化的な最低限度の生活」とはどんな生活ですか？
思いつくことをお書きください。(回答 32 名)

- ・ 職が無くなったり、体調や精神面が不調になったとしても、安心して休めたり出来る環境があること。毎日 3 食食えることができ、娯楽や趣味にお金を使うことが出来る上で、投資などをしなくても将来に対して貯蓄が出来る金額が毎月ある状態。
- ・ 普通に暮らして財布の中身を心配しないでいい生活。
- ・ 休みの時、気軽に旅行に行ける。昼食の値段を気にしない。
- ・ 衣食住に困らない。
- ・ 住む家がある。質量ともに十分な食事をとることができる。新聞を読むことができる。
- ・ 趣味の時間や休暇が適度にとれること
- ・ 睡眠時間と朝夜の家事を行う時間を確保して、尚且つ趣味に週 1000 円程度使っても生活に問題ない位の賃金を得られる生活
- ・ 学びたいと思ったとき、幸せになりたい、と思ったとき、また災害に遭ったとき、病気や怪我、歳をとったとき、安心して暮らせる、あるいはチャレンジできるシステムというかセーフティネットというか、それが、外国人であろうが、性的マイノリティであろうが、どんな人のためにも差別なくある世の中で生きている、と心から思えること。
- ・ 本や dvd を躊躇なく買える
- ・ 年金で生活できる。(アルバイトしなくてもいい額。)時には映画を見たり、旅行に行ったり、読みたい本を買ったり、友人と行き来したり、サークル活動をしたりして生活したい。
- ・ 現在、年金も受給していますが、年金だけでは生活が困難なため、バイトをしています。短時間で年齢的になんとかできるバイトです。週 3.5 日ほどですが、このていどの労働時間で良いと思います。賃上げとともに労働時間の短縮が必要だと思います。
- ・ 3 食バランスの整った食事ができて、そこそこ不自由のない家に住み、月 1.5 万円ほど趣味や自己投資に費やせる生活。
- ・ 3 食きちんと食べられて、たまに外食もできる。贅沢しない範囲で服や物を買える。たまに旅行にも行ける暮らし。過剰な労働の無い職場。
- ・ 病気や定年で働けなくなっても不安なく過ごせる生活
- ・ 外食時に千円以上のメニューにウツとまらない
- ・ 食事や必需品の値段をそこまで気にせず買って年 2 回くらいは国内旅行に行ったり、生活だけでなく趣味を楽しむための余裕がある
- ・ 生活をする上で思いつめるような金銭的不安がないこと。
- ・ お金の心配をせずくらす生活！
- ・ ハラスメントのない職場。しゅみが自由に好きなだけできる
- ・ 毎日好きなもの食べられて 7 水道光熱費の心配もなく結婚子育てに不安のない生活
- ・ 1 か月 120 万円位お金取りたい。
- ・ 食事や光熱費をがまんしないで暮らせる事
- ・ 衣食住の確保
- ・ 仕事が休みやすく、休むときは信頼できるサポートが入り、安心して働ける環境

- ・ 住むところ食べるもの着るものがある。
- ・ 8 時間労働
- ・ 衣食住に困窮しない生活
- ・ 趣味が楽しめる生活
- ・ 食事や趣味などあまり我慢せずにお金を使える。
- ・ お金のことで悩まない。昼食に 1200 円ぐらい出すのにためらわない。
- ・ 衣食住に不自由ない生活
- ・ とりあえず家とメシがあればいいが、ぶきをかうのはやめてほしい。

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階 東京労働局労働基準部 賃金課
東京労働局長 辻田 博様

2023 年 8 月 17 日
目黒労協発第 22-18 号

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷹番 3-1-1 石田ビル 302)
議長 井上 晴雄

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

2023 年 8 月 7 日、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金（以下「東京最賃」と略）の 41 円（3.8%）引き上げを答申しました。目黒地区労働組合協議会（以下「目黒労協」と略）は、以下 8 月 7 日の審議会答申による東京の最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと「低額」改定の変更を求めます。

1、「実質賃金低下」の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は、東京では全労働者の 4 分の 1 以上にあたりますが、今回の最低賃金 3.8%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、「実質賃金低下」となります。23 春闘結果も「実質賃金低下」の水準となりましたが、正社員などでしたら「来年以降の賃上げに期待」も言えますが、最低賃金近辺で働く労働者の「実質賃金低下」は認められません。

2、東京最賃 41 円(3.8%)引き上げはあまりに低すぎます

今年の中央最低賃金審議会（以下「中賃」と略）では、昨年来の物価上昇、2023 年 10 月を待たずに最低賃金の再改定を求める声（目黒労協も 2022 年 12 月 16 日、東京労働局長へ「地域別最低賃金再改正の要請」を行いました）の中で、物価上昇を重視した目安検討が行われました。特に昨年の最低賃金改定時(2022 年 10 月)以降の物価上昇が問われ、7 月 26 日、中賃目安小委員会に以下の追加資料（以下「目安小委資料」と略）が提出されました。中賃の全国加重平均 1,002 円に向け 4.3%に引き上げという目安は、この目安小委資料の昨年 10 月以降 4.3%物価上昇という数値に対応しています。

■2022 年 10 月～2023 年 6 月の物価上昇率（持ち家の帰属を除く総合）

年・月	令和 4 年			令和 5 年						令和 4 年 10 月～ 令和 5 年 6 月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5

しかしこの資料では、東京を含む A ランク地域では、4.5%の物価上昇としています。これに対して東京最賃の 41 円 3.8%引き上げはあまりに低過ぎ、このままでは 1%の実質賃金低下にあたります。中賃目安額のみからも、4.5%・48 円以上の引き上げが必要です。東京最賃の再審議を求めます。

3、中賃目安通りの東京最賃を改めてください

中賃目安小委 2023 年 6 月 30 日の資料によると、東京最賃は過去 10 年間中賃目安答申通りの改定でした。一度も上乘せが無かったのは、47 都道府県の中で東京だけです（目安小委資料 p49）。この結果、東京最賃の引き上げは、全国平均より 0.4%程度低く押しとどめられ、今年は 0.5%も低い水準になろうとしています（目安小委資料 p51,53 より作成）。

■過去 10 年の最低賃金引上げ率

年	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	平均 2020除	2023
全国	3.66%	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10	3.33	2.98%	4.3%
Aランク	3.98%	2.27	2.34	2.86	2.22	2.93	2.96	0.10	2.87	3.09	2.84%	
東京	2.24%	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.96	2.61%	3.8%?

2023 年 8 月 10 日現在、鳥取:46 円・5.39%(目安プラス 7 円)、秋田:44 円・5.16%(目安プラス 5 円)、鹿児島 44 円・5.16%(目安プラス 5 円)など、中賃目安を大きく上回る各県最賃答申が続いています。東京最賃の再審議を求めます。

4、東京最賃の審議過程の公開を求めます

今年の各県・最賃審議では、中賃の審議公開拡大:目安小委の部分公開や、審議資料の迅速公開などに応じて、各県専門部会の部分公開など、審議内容の公開が進みました。その中で各県審議会は、専門部会を公開のもと繰り返しています。沖縄ではすでに 8 月 10 日現在 7 回の専門部会が、埼玉でも 5 回の専門部会が開催されています。

しかし東京では、専門部会は公示すらなされず、会議資料も公開されないまま非公開で 8 月 4 日、秘密裏に 1 回開催されただけです。この専門部会の審議を受け、東京最賃は 8 月 7 日の審議会本審で 41 円(3.8%)の引き上げが答申されました。そこでは裁決がなされ、使用者側 4 名が反対したと報道されています。

(NHK ニュース 8 月 7 日夕)。しかし使用者側 6 名のうちどなたが反対されたのか、またその理由も全く分かりません。審議会の審議内容、各々の委員の主張や争点など、全く非公開のままです。

目黒労協では審議会に、2023 年 6 月 27 日付「審議公開を求める要請書」を提出しましたが、全くお答えもいただかず、審議されたか否かもわかりません。また 2023 年 7 月 16 日に提出の「意見書」でも、審議会の公開を求めました。これは計 108 本に上る「意見書」とともに、審議会に提出されましたが、その内容についてどう論議されたか、委細うかがい知ることもできていません。

東京最賃決定の論拠、審議内容が全く非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは許せません。審議内容を公開し、東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

【私たちの要望】

物価高騰、光熱費の値上がり、ガソリン代高騰……、ここ数年、家計は大打撃を受けています。しかし、賃金はここ何年も上がり、自分のお金や将来のための貯蓄を削っている現状です。最低賃金を上げることは、景気回復、女性労働者の生活安定に繋がります。

仕事だけでなく家族のための時間、豊かに生きるための時間が必要です。そのためにも最賃大幅引き上げが必要です。

(氏名) 結城 裕子

(住所・TEL)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 18日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

【私の要望】

年間出生率が下がっています。子育て支援が不十分ということもありますが、一番の原因は賃金が安いことだと思います。とりわけ、収入が不安定な非正規労働者からは、日々の生活で手一杯で、結婚や子どもを持つことは考えられないという声が上がっています。

将来展望が持てる安定した賃金は、本人の選択肢を広げるだけでなく、持続可能な社会を作っていくために必要不可欠です。

働くひと全てに適用されるのが最低賃金です。この低すぎる最低賃金では人間らしい生活ができないだけでなく、将来展望も描けません。働くひと全ての賃金の底上げとなる最低賃金を大幅に引き上げるべく、再度諮問してください。

(氏名) 菊池 友里

(住所)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 18日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

また、長時間働かなければ、生活できない社会では、女性が安心して働き暮らすことは出来ません。長時間働けないことで、役職に就けず非正規にならざるを得ない女性労働者も沢山います。残業をしなくても暮らせる賃金が不可欠です。そのためには、労働者全体の賃金の引き上げが求められています。最賃で働く労働者が多くいることを踏まえれば、最賃の引き上げは、労働者全体の賃金の引き上げに繋がります。非正規労働者の多くが女性です。女性労働者の賃金を引き上げていくことは、男女の賃金格差の是正にも繋がります。労働時間の短縮にも繋がります。

長時間労働の是正、男女の賃金格差の解消、ジェンダー平等、女性の自立した生活の前進のためにも、再度、諮問し大幅な引き上げを実現して下さい。

(組合・団体名) 東京地評女性センター

(代表者名) 議長 結城裕子

(住所・TEL) 豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6階

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月18日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

度重なる食料品、光熱費、燃料費などの高騰により、特に最低賃金水準で働く非正規労働者は、41円程度の引上げでは生活が成り立ちません。

政府による光熱費支援も9月で終了となり、最低賃金大幅引き上げは、命と人間らしい生活に関わる大問題です。労働局長として改定金額の諮問を再度行うことを求めます。また、多くの非正規労働者、中小零細企業の職場を組織する労働組合が結集する東京春闘共闘より、団体・個人として意見を陳述する機会を設けるよう求めます。

(組合・団体名) 全日本建設交運一般労働組合東京都本部

(代表者名) 執行委員長 松田 隆浩

(住所・TEL) 東京都江東区門前仲町1-20-3 東京建設自労会館7階

電話 03-3820-8644

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 18日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1,113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1,500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

大学では、正規の教職員以外にも、多くの非常勤・教職員が存在します。これらの方々は、大学と直接雇用となっていますが、その他にも委託会社の方々も多く働いています。学内の雑務や清掃、食堂などは委託された会社が運営しており、さらに多くの非正規の方々もいらっしゃいます。

この人たちの多くが定期昇給や一時金、さらには退職金などありません。賃金にしても、最低賃金近辺に貼りついています。こんな労働者にとって、何よりの味方は「最賃の大幅引き上げ」しかないのが現実です。物価も引き続き高騰を続ける中、41円の引き上げ額をさらに上乗せされるよう、強く要望するものです。

以上

東京工業大学職員組

書記長 石山 修

〒152-0033 目黒区大岡山2-12-1 (Tel: 03-5734-2395)

2023年8月18日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西東京支部
執行委員長 唐鎌 昭二
東京都西東京市保谷町 6-8-18
電話 042-461-1045
Fax 042-464-3025

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

「物価がどんどん上がり、もう生活できない。」という組合員の切実な声かとどいています。企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

また、建設業界は深刻な人手不足に陥っています。人手不足の原因は様々ですが、そのうちの一つとして考えられるのは少子化です。賃金が上がり安定した収入が見込めなければ子どもを育てようという気にはなりません。では、外国人労働者の受け入れは進むでしょうか。諸外国の最低賃金が大幅上昇する中、物価高騰にさえ追いつかない日本の最低賃金に魅力を感じるとは到底思えません。少子化対策も外国人労働者を日本へ多く受け入れるためにも、最低賃金の大幅引き上げは喫緊の課題ではないでしょうか。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月18日

東京労働局長 辻田 博 殿

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

(代表者名) 議長 千保法

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見に対する異議

＝物価高に見合う賃金の引き上げと中小企業支援を＝

8月7日に開催された東京地方最低賃金審議会において、東京都の最低賃金額を「41円引き上げ、時間額1,113円」とする結論が東京労働局長に答申されました。これは、中央審議会の答申を追随するものであり、様々な経済情勢や最低賃金近傍で働く労働者の生活保障を度外視した「政治的」な答申・採決と言わざるを得ません。私たち東京地評青年協は、コロナ禍で逼迫する青年労働者の生活を守る立場から、今回の答申に異議を申し立てます。

<青年労働者にとって最低賃金1500円は当たり前要求>

昨年11月に東京地評青年協などが原宿駅で10～20代の青年を対象に行ったシールアンケート(81人が回答)では、99%が最賃引き上げを求めるとともに、「最低賃金は1500円以上必要」と回答したのが83%と、最も高い結果となりました。

昨年実施した東京地評の「生計費試算調査」で、25歳の青年労働者が、東京でふつうに暮らすためには時給1,500～1,700円以上必要ということが科学的に証明されたように、生計費から賃金を考えれば最低賃金1,500円は妥当です。

そもそも賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的に心配なく暮らしていけるだけの最低限度の生活を保障しなくてはなりません。時間額1,113円は、ワーキングプア状態を放置することであり、それは将来にわたる貧困の連鎖を解消できなくするものです。

とりわけ青年労働者は、不安定雇用を余儀なくされ、物価高騰に苦しんでいます。正規で働く青年労働者も低賃金、長時間過密労働など厳しい生活を余儀なくされています。このような状況を鑑みれば、最低賃金1500円は当たり前の要求です。

東京都の最低賃金が、健康で文化的な最低限度の生活を送るに足るかどうかが、人たるに値する生活を保障するものかどうかという観点から審議していただくとともに、東京で早期に最低賃金1,500円の実現を求めます。

<最低賃金の引き上げは、中小企業支援とセットで>

今年4月に、中小企業団体などが公表した「最低賃金に関する要望」では、「中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進をすること」を政府に要望しています。

中小企業が最賃引上げに積極的に踏み出せない根本には、日本政府の中小企業支援が、他の先進国と比較しても「雀の涙」である実態があります。中小企業者の最低賃金引き上げを困難にさせているのは、消費税など税負担の増大です。中小企業経営を守るためにも、消費税や年々上がる社会保険料など、税負担の減免こそ急ぐべきです。

最低賃金の引き上げとともに、中小企業への支援を強化するべきです。

<最低賃金の大幅な引き上げ改定を審議するよう、異議申し立てる>

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、日本国憲法第25条および13条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条の法の精神と趣旨を忠実に履行する職責を堅持し、再度「人たるに値する生活」を保障するよう強く施すことを、東京地評青年協として以下の通り異議申し立てます。

記

1. 早期に最低賃金1,500円以上となるよう、大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場において、最低賃金近傍で働く労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以 上

2023年8月18日

東京労働局長
辻田 博 様

文京区労働組合総連合
(略称 文京労連)
議長 鈴木 勝

異議申し出書

貴職におかれましては、働く者の労働条件、労働環境などの改善に、誠実に尽くされていることに心から、敬意を申し上げます。

さて、東京地方最低賃金審議会が、貴職に示した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改定することが適当である」とする答申は、大変受け入れがたいものです。

それは、高騰する消費者物価を見れば、明らかであります。実質賃金は14ヶ月連続してマイナスであり、これから物価が下がるとかは、考えられませんし、賃金の引き上げもこれから望むことが出来ません。一昨年以来の円安により、食料品や日用品は、平均9%から10%急騰しており、これでは暮らしが立ちません。また労働組合に未加入の労働者の23春闘での賃金引き上げは、想像すらできません。大企業は利益確保と株価上昇を計るため、常にリストラ合理化をおこなっています。そこに低賃金労働者と非正規労働者が多く生み出され、史上空前の利益を上げています。資本金10億円以上の大企業の内部留保は513兆円(23年3月末)にも達し、トヨタ自動車は、4半期に1期目で1兆円の利益を上げているとの報道に接するに、貧困と格差をさらに拡大することは必至です。

最低賃金の引き上げは、労働者の4割から5割に波及すると言われていています。特にケア労働者の賃金は、最低賃金間際であり、過酷な労働に対して、あまりにも不公平な評価です。コロナ禍での献身的な働きにより、いま多くの人々が、安心して暮らすことが出来ているのではないのでしょうか。然るにそのケア労働従事者の23春闘での、賃金引き上げはほとんどありません。これでは従事者の成り手がどんどん少なくなっていくます。ケア対象者のいのちと健康を守るため、身を削り、家族とのまともな時間も持てず、眠るだけの休養で勤務を続けている労働者の待遇改善を計るには、何より成り手を増やすことであり、その為には先ず賃金の根本的な引き上げをしなければなりません。それは、最低賃金の大幅引き上げです。

現行の時給1071円から41円引き上げて1113円では、一日8時間労働では、暮らせないことは明らかであり、それは2019年の東京地評が実施した生計費試算調査でも科学的に証明されています。また物価高騰している時に、私たちが年度途中でも最低賃金の改定を求めてきたにもかかわらず、放置してきたことを考えるならば、時給1500円まで引き上げるべきだと考えています。と同時に中小企業への支援、社会保険料の負担軽減と直接的な税金の

投入などの抜本的な対策が必要です。

私たち（略）文京労連は、文京区労働組合協議会と共に結成している文京春闘共闘において文京区議会に対し、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」請願を行っております。

こうした立場からも改めて、時給の大幅引き上げ、1500円を目途として、東京地方最低賃金審議会のプランを示されるように願います。下記にて要望事項を記しますので、よろしくご検討を願うものです。

要望事項

- 1, 東京地方最低賃金審議会、時給 41 円の答申を撤回し、時給 1500 円をめざす賃金引き上げ策を示すこと
- 2, 当面、東京の地方最低賃金引き上げは、急騰する物価に対処するため、108 円以上（10%）を答申すること。
- 3, 大企業の利益奉仕の東京一極集中をやめ、経済の歪みと都市の脆弱性を無くす為に、全国一律化を提言すること。
- 4, 最低賃金引き上げに伴う中小企業への抜本的支援を提言すること。
- 5, 最低賃金法第 9 条の「事業の賃金支払能力」の削除を提言すること。

以上

連絡先

文京区労組合総連合

〒113-0023

文京区向丘 2-5-6

日本医大弥生 3 号館 2 階

日本医大労組気付

電話 080-6534-3428

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 17日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から4.1円引き上げて11.19円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

今年度の賃上げ結果によっても、6月の実質賃金は15ヶ月連続で減少しています。

貴審議会がこの実態を直視して、東京都の最低賃金の抜本的な引上げのため更なる引上げを答申されるよう要請します。

(組合・団体名)

国立・立川・昭島地域労働組合総連合

(代表者名)

議長 鈴木 孝

(住所・〒)

〒199-0021 立川市羽衣町1-9-14

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

わたしの一言

貴審議会の「41円引き上げ」の答申は、首都の労働者が願う時給1500円実現からかけ離れており、容認することはできません。

私たちの要求実現へ一桁(400円)程度の大胆な答申を切にお願い致します。

2023年 8月20日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

わたしの一言

時給 1500円以上は私たちの切実な願いです。

私たちの切実な声に耳を傾けて下さい。最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

2023年 8月 10日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

様々な値上げ、物価高により、以前でも時給1,500円なければ足りないという状況がより深刻になっています。
経済を回すためにも、大幅な賃上げは必須です。
41円の引き上げでは、不十分です。再審議をお願いいたします。

2023年 8月10日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

41円では、まったく違います。
せめて1500円以上に大幅引き上げを求めます

2023年 8月 10日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

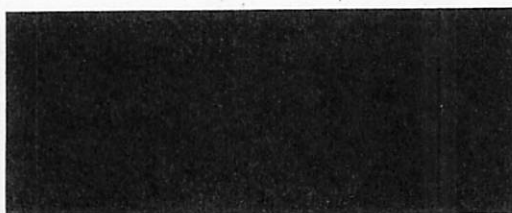
電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

2023年 8月 16日

(住所)

(氏名)



東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

2023年 8月 18日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 19日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

最低賃金制度は働く者のセーフティネットです。しかし、それが実態を反映していなければその機能を果たすことはできません。この度の答申を受けての東京都の最低賃金・時給1113円は1ヵ月フルタイムで働いても20万円にも届きません。千取りにするともっと低い額になります。これでは都内で一人で自立して生活することはできません。私たちは渋谷区の労働者で構成する労働組合ですが、組合員である多くの若者は渋谷区内のワンルームの相場が12万から13万円もするため、渋谷で暮らすことができず遠距離通勤を余儀なくされています。また、最低賃金では暮らすことができないため、ダブルワークをせざるをえない人もいます。残業代なしでは生活ができないため、長時間労働を容認する結果にもなっています。最低賃金1113円では、日本国憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は守られません。

そもそも最賃審議会の議論のベースになっている人事院作成の標準生計費は実態を反映していません。都内で働く全世代の生活実態を把握すること、どれだけの生計費がかかるのかを正確に調査すること、それに基づいた最賃の議論をすることからやり直すべきです。それが都民の生活を守ると行政の最低限の責任だと考えます。直ちに差し戻して再審議を求めます。そして都民の生活実態を反映した最低賃金制度の確立を求めます。

(組合・団体名) 渋谷区労働組合総連合

(代表者名) 議長 田辺勝彦

(住所・TEL) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10
代々木エアハイツ504 電話・FAX (03) 3356-4756

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

最賃1113円では、生活するのがギリギリです。物の値段が上がっている中、

最賃を上げる事で、生活が楽になります。働く者にとって最賃1500円は必要であり、

生活を守るには必要。

生活を守るため、最賃を大幅に引き上げることを求めます。

2023年 8月 19日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

1113円では最低な生活で、文化的な面も
できない状態で、きりつめての生活になっています。
1500円は、切実な要求です。
再度審議を、強く求めます。

2023年 8月 19日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価が上がる中、様々なものに費用がかかります。
最賃の大幅引き上げを求めます。

2023年 8月 19日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

昨今の景気低迷とインフレ率が高く金銭等での出費が多く、大変なので、自分等、収入の低い人だと本当に生活が大変だと思ったりするので今すぐとは言いませんが、近頃は1500円に上げてほしいと思います。

2023年 8月 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

私達の現在の生活をよく知って下さい。
再度審議を求めます。

2023年 8月19日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 21日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多く寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

今回の最低賃金の引き上げ額では労働者の生活実態に合わず不十分です。異常な物価高騰の中で東京では生活できません。労働局長として再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

(組合・団体名) 慶應義塾労働組合四谷支部

(代表者名) 小笠原めぐみ

(住所・TEL) 〒160-8582 東京都新宿区信濃町35番地・TEL03-3358-2447

2023年8月21日

東京労働局長 辻田 博浩史 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部

中央執行委員長 森 治美

住所：中央区日本橋人形町 3-7-13-401

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

8月7日に開催された東京地方最低賃金審議会で、東京都の最低賃金について「41円引上げ、時間額を1113円とする」改訂決定の答申が東京労働局長に提出されました。これについて、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、先月提出した「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場を多くで、その賃金実態は、定昇制度もなく、賃上げもままならず、初任給も15年も20年も据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。今年の春闘での賃上げも、多くの職場では、今の異常な物価高騰を補填するものにはなっていません。

今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。コロナ禍の下で、そして物価高騰の下で、最も被害を被っているのが、若年層であり、非正規雇用をはじめとした現行最賃で苦しい生活を余儀なくされている労働者です。

コロナ禍から続く日本経済の低迷を打開していくためにも、GDPの約6割を占める個人消費を拡大していくこと、中小零細企業への抜本的な支援策が不可欠です。欧米の各国は、コロナ禍の時から、最賃を大幅に引き上げ、内需を拡大して方向で経済危機を乗り切ってきました。「賃金が上がらない日本」で、最賃を大幅に引き上げていくことは、経済危機を打開していくために極めて重要です。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給1500円以下では、今、どれほど大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。改めて私たちの意見を真摯の受け止めてもらい、以下の要請事項の実現に向けての審議が行われること要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 労働者側委員の意見を無視した答申をあらため、貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求めること
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 21日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

時間給で働く仲間は、最賃ギリギリで働いています。最賃の引き上げが賃上げとなります。生活はこの間悪化しています。「シングルで、私一人で生活している。今の職場で現在7年目。物価が上がり始め、今のままの給与だと生活が厳しく未来が見えない。節約も限界」「病気になったら、すぐに生活が破綻します。病院にも行けません」「食費を切り詰めて何とか暮らしています」等々、物価高で、生活は限界となっています。物価高以上の最賃の引き上げが必要です。

是非、審議をし直してください。宜しくお願いします。

(組合・団体名) 東京地評・パート非正規労働者連絡会

(代表者名) 代表 齋藤 誠一

(住所・Tel) 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館 6階

03-5395-3171

2023年8月21日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合葛飾支部
執行委員長 及川 光太郎
東京都葛飾区立石 8-34-4
電話 03-5698-1261
Fax 03-5698-1262

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月21日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京上建一般労働組合小金井国分寺支部

執行委員長 鯉淵 勝也

東京都国分寺市東恋ヶ窪 2-36-32

電話 042-324-5940

Fax 042-326-2094

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」といった答申は、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は諸外国と比べても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台となり、最低賃金大幅引き上げは世界の流れです。企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論があります。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。労働総研研究員の分析によれば、最低賃金の大幅引き上げは高い経済効果をもたらします。時給1500円未満の非正規労働者の最低賃金を1500円に引き上げた場合に必要な原資推定16.1兆円に対し、①消費需要12.3兆円拡大、②国内生産17.9兆円増加、③粗付加価値額（GDPにほぼ等しい）10.5兆円増加、④新規雇用106.6万人増加、⑤税収の2.04兆円増加（国・地方合計）との試算が出されています。最低賃金の大幅引き上げは、ゆくゆくは企業に利潤をもたらす、賃金の支払い能力向上につながる有益なものです。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京では時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金額41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げるよう、改定金額の諮問を再度行なってください。

2023年8月22日

東京労働局長
辻田 博 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和5年度東京地方最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和5年8月7日に示された東京都最低賃金改正決定（答申）について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し上げます。

東京地方最低賃金審議会は2023年度の最低賃金の改定決定について、時間額を41円引き上げて1,113円とする答申を行いました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。また、さらに地域間格差を広げる中央答申を踏襲したもので、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

7月28日に中央最低賃金審議会が出した2023年度の目安額は、全国加重平均で1,002円、引上げ額41円（4.3%）となる答申であり、ランク別の引き上げ幅はA「41円」、B「40円」、C「39円」で、今まで通り格差を助長する内容でした。専門部会の審議の中では「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率（3.3%）を上回る高い伸び率であったことも踏まえ」「今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するにあたっては4.3%（公益委員見解）」を重視したとしました。しかし、これでは物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながりません。

東京都で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう2023年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。

以 上

東京労働局長 辻田 博様

2023年8月22日

橋本策也

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

2023年8月7日東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の41円(3.8%)引き上げを答申しました。これは全くに密室審議による実質賃金低下を意味するものです。私は審議会の議事、議事資料などについて行政文書開示請求を繰り返してきましたが、今次低額改定の論拠は全く明かされていません。審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議の公開の場でのやり直しを求めます。

1: 実質賃金低下の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は東京では全労働者の4分の1以上にあたりますが、今回の最低賃金3/8%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、実質賃金低下となります。答申にあたって東京の物価上昇をどのように調査・認定されたのか、提示を求めます。

また23春闘結果についても、「東京都産業労働局7月3日 春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計)」では、3.8%以上の結果を報告していますが、審議会ではどのような調査・判断が行われたか、提示を求めます。

2: 東京最賃41円3.8%引き上げはあまりに低すぎます

今年の中央最低賃金審議会(以下「中賃」と略)では、昨年来の物価上昇、2023年10月を待たずに最低賃金の再改定を求める声の中で、物価上昇を重視した目安検討が行われました。特に昨年の最低賃金改定時2022年10月以降の物価上昇がとわれ、7月26日、中央最低賃金審議会目安小委員会に追加資料(以下「目安小委資料」と略)に以下の資料が提出されました。

2022年10月～2023年6月の物価上昇率(持ち家の帰属を除く総合)

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5

中賃の全国加重平均1002円にむけ4.3%に引き上げという目安は、この目安小委資料の昨年10月以降4.3%物価上昇という数値に対応しています。しかし目安検討では、東京を含むAランク地域では、4.5%の物価上昇としていますが、Aランク地域は4.2%以下とされました。

これに対して、全国の最低賃金審議会は、半数以上の24県がこの目安を上回る最賃改定答申を行っています。引き上げ率では、5%以上が14県。3%台は東京・神奈川・徳島の3県のみです。引き上げ額においても島根県の47円をはじめ18県が東京を上回っています。東京最賃の再審議を求めます。(添付:8月18日現在:京都総評調べ)

3:中賃目安どおりの東京最賃を改めてください

中賃目安小委 2023 年 6 月 30 日の資料によると、東京最賃は過去 10 年間で中賃目安答申どうりの改定でした。10 年間で一切上乗せが無かったのは 47 都道府県の中で東京だけです。

過去 10 年の最低賃金引上げ率

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	平均 2020 除	2023
全国	3.66%	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10	3.33	2.98%	4.X%
A ランク	3.98	2.27	2.34	2.86	2.22	2.93	2.96	0.10	2.87	3.09	2.84%	
東京	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.96	2.61%	3.8%?

東京最賃の再審議を求めます。

4:東京最賃の審議過程の公開を求めます。

今年の各県最賃審議では、中賃の審議公開拡大: 目安小委の部分公開が行われ、私も 3 回傍聴いたしました。また審議資料の迅速公開などが図られ、この異議書も引用させていただきました。各県でも専門部会の部分公開が 40 道県で行われなど審議内容の公開が進んでいます。(2023 年 8 月 18 日朝日新聞)

またその中で各県審議会は、専門部会を公開のもと繰り返しています。

(東京のように非公開では開催回数ですら類推しかできません)

回数	県名	回数	県名	回数	県名
7回	沖縄				
6回					
5回	埼玉	神奈川	鹿児島	福井	青森
4回	岩手	岐阜	石川	山口	

しかし東京では、専門部会は公示すらなされず、会議資料も公開されないまま非公開で 8 月 4 日秘密裏に 1 回開催されただけです。この専門部会の審議を受け東京最賃は 8 月 7 日の審議会本審で 41 円 3.8%の引き上げが決定されます。そこでは裁決がなされ使用者側 4 名が反対したと報道されています。(NHK ニュース 8 月 7 日夕)。しかし使用者側 6 名のうちどなたが反対されたのか、その理由も全く分かりません。東京最賃の審議内容、各々の委員の主張や争点など、全く非公開です。東京最賃の公開の場での再審議を求めます。

4:ただちに情報公開請求に応じて、最賃審議内容を公開することを求めます

私は 2023 最賃審議に関して

①7 月 19 日 第 433 回東京地方最低賃金審議会(7 月 3 日開催)の資料 →8 月 16 日開示決定

②8 月 1 日 第 434 回東京地方最低賃金審議会(8 月 1 日開催)の資料

③8 月 4 日 8 月 4 日開催の専門部会会議資料・出席者名簿・会議メモ・録音記録

④8 月 7 日 第 435 回審議会の資料および傍聴者の決定過程(申込者数・当選者数など)

の情報公開請求を行いました。①に関しては本日開示を受けますが、公開の審議会の資料が開示されるまでに 4 週間を要しています。

東京最賃決定の論拠、審議内容が全く非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは許せません。直ちにこれらの開示請求に答え審議内容を公開すること、そして秘密裏に行われた東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。

以上

2023年 地域別最低賃金と答申

2023年8月18日現在 京都総評作成

ランク	地方	答申	答申 引上率	引上げ額	目安 との差	目安	現行	
A	東京	1,113	3.8%	41	0	41	1072	
	神奈川	1,112	3.8%	41	0	41	1071	
	大阪	1,064	4.0%	41	0	41	1023	
	埼玉	1,028	4.2%	41	0	41	987	
	愛知	1,027	4.2%	41	0	41	986	
	千葉	1,026	4.3%	42	1	41	984	
B	京都	1,008	4.1%	40	0	40	968	
	兵庫	1,001	4.3%	41	1	40	960	
	静岡	984	4.2%	40	0	40	944	
	三重	973	4.3%	40	0	40	933	
	広島	970	4.3%	40	0	40	930	
	滋賀	967	4.3%	40	0	40	927	
	北海道	960	4.3%	40	0	40	920	
	栃木	954	4.5%	41	1	40	913	
	茨城	953	4.6%	42	2	40	911	
	岐阜	950	4.4%	40	0	40	910	
	長野	948	4.4%	40	0	40	908	
	富山	948	4.4%	40	0	40	908	
	福岡	941	4.6%	41	1	40	900	
	山梨	938	4.5%	40	0	40	898	
	奈良	936	4.5%	40	0	40	896	
	群馬	935	4.5%	40	0	40	895	
	石川	933	4.7%	42	2	40	891	
	岡山	932	4.5%	40	0	40	892	
	新潟	931	4.6%	41	1	40	890	
	福井	931	4.8%	43	3	40	888	
	和歌山	929	4.5%	40	0	40	889	
	山口	928	4.5%	40	0	40	886	
	宮城	923	4.5%	40	0	40	883	
	香川	918	4.6%	40	0	40	876	
	島根	904	5.5%	47	7	40	857	
	福島	900	4.9%	42	2	40	858	
	愛媛	897	5.2%	44	4	40	853	
	徳島	896	3.5%	41	1	40	855	
	C	山形	900	5.4%	46	7	39	854
		佐賀	900	5.5%	47	8	39	853
鳥取		900	5.4%	46	7	39	854	
大分		899	5.3%	45	6	39	854	
青森		898	5.3%	45	6	39	853	
長崎		898	5.3%	45	6	39	853	
熊本		898	5.3%	45	6	39	853	
高知		897	5.2%	44	5	39	853	
秋田		897	5.2%	44	5	39	853	
宮崎		897	5.2%	44	5	39	853	
鹿児島		897	5.2%	44	5	39	853	
沖縄		896	5.0%	43	4	39	853	
岩手		893	4.6%	39	0	39	854	